

## 茨城県事業継続臨時応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 茨城県知事(以下「知事」という。)は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により特に経営環境が悪化している法人及び個人事業者等に対し、予算の範囲内において茨城県事業継続臨時応援金(以下「応援金」という。)を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 応援金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4年1月から10月、11月又は12月まで(以下「対象期間」という。)の売上高(事業収入(法人事業概況説明書における「売上(収入)高」欄に記載されるもの及び所得税法(昭和第40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する確定申告書(以下「個人確定申告書」という。)の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの又は業務委託契約等収入(雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務申告上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。ただし、当該収入を主たる収入として雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者である場合に限る。)から消費税並びに国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金及び助成金等を除いたものをいう。以下同じ。))が、令和3年の同期間の売上高(白色申告を行っている個人事業者、所得税青色申告決算書(農業所得用)により青色申告を行っている個人事業者又は業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得若しくは給与所得の収入に計上している個人事業者については、令和3年の月平均の売上高に対象期間の月数を乗じた額)と比べて20%以上減少していること。

なお、対象期間中に事業者の入院、事業所の改装その他事業者の都合により休業したことにより売上高が0円となった月がある場合は、当該月以外の月平均の売上高に対象期間の月数を乗じた額を対象期間の売上高として算定する。

- (2) 法人については、申請時点において、茨城県内に本店、本社又は主たる事務所を有し、かつ、令和3年において法人税の納税地を茨城県内としていること。(確定申告の義務がない法人については、申請時点及び令和3年において茨城県内に主たる事務所を有すること)。個人事業者については茨城県内に居住し、かつ、令和3年において所得税の納税地を茨城県内としていること。
- (3) 応援金の受給後も茨城県内で事業を継続すること。
- (4) 令和3年1月から12月までの売上高(事業収入)が120万円以上であること。
- (5) 売上高(事業収入)以外の収入がある個人事業者は、令和3年1月から12月まで

の売上高（事業収入）が令和3年1月から12月までの年間売上高（個人確定申告書の「収入金額等」の欄に記載される全ての収入の合計（消費税並びに国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金及び助成金等を除く。）をいう。）の50%以上を占めること。

(6) 農業者（日本標準産業分類における大分類がA農業、林業に区分される事業者のうち、小分類011耕種農業（きのこ類の栽培を除く）及び小分類012畜産農業に区分される事業者。以下同じ。）については、第1号から第5号の規定に加え、次のいずれかの経営体であること。

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体）

イ 認定新規就農者（基盤強化法第14条の4に基づき、国並びに県又は市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体）

ウ 基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体）

エ 農業法人（会社法（平成17年法律第86号。）に基づく会社法人又は有限会社であって主に農業を営む事業者、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人）

(7) 学校法人及び準学校法人については、第1号から第5号の規定に加え、令和4年度に私立高等学校等経常費補助金、学校法人立専修学校運営費補助金又は学校法人立インターナショナルスクール運営費補助金のいずれかの補助金の交付対象となる法人であること。

（不支給要件）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、応援金を支給しない。

(1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）

(2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者

(3) 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

- (5) 政治団体
- (6) 宗教上の組織又は団体
- (7) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和 52 年法律第 74 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する大企業者
- (8) 主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- (9) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

（警察本部への確認）

第 4 条 知事は、必要に応じ応援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）について、前条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 9 号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

（応援金の額）

第 5 条 1 事業者あたり 10 万円とする。  
2 応援金の支給は、1 事業者につき 1 回限りとする。

（応援金の申請）

第 6 条 支給対象者は、応援金の支給を受けようとするときは、いばらき電子申請・届出サービス又は事業継続臨時応援金支給申請書兼誓約書（様式第 1 号又は様式第 2 号。以下「申請書」という。）により、必要な書類（以下「証拠書類」という。）を添えて知事に申請するものとする。

2 前項の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 申請者が法人の場合

ア 対象期間と比較する令和 3 年の期間を含む全ての事業年度の法人確定申告書別表一の控え（収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時等が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。）ただし、収受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「収受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その 2 所得金額用）」を併せて提出すること。

イ 対象期間と比較する令和 3 年の期間を含む全ての事業年度の法人事業概況説明書の控え

ウ 対象期間の売上高確認書（様式第 3 号）

エ 法人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）

オ その他、知事が必要と認める書類

(2) 申請者が個人事業者の場合

ア 令和3年の個人確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること。なお、e-Tax による申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること。ただし、收受日付印等のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」を併せて提出することで足り、また、收受日付印等及び「納税証明書（その2 所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。）

イ 所得税青色申告決算書の控え（青色申告の場合のみ）

ウ 対象期間の売上高確認書（様式第3号）

エ 運転免許証その他の本人確認ができる書類の写し（申請日時時点で有効なものに限る。）

オ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（表紙及び見開き部分）

カ 農業経営改善計画認定書の写し（認定農業者の場合のみ）、又は青年等就農計画認定書の写し（認定新規就農者の場合のみ）

キ 令和3年の業務委託契約書及び源泉徴収票等の収入があることを示す書類（主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した場合のみ）

ク その他、知事が必要と認める書類

3 応援金の申請期間は、知事が別に定める。

（申請の特例）

第7条 申請者は、次の各号に該当する場合、申請の特例を用いることができる。

(1) 令和3年1月から9月までの間に開業した事業者は、第2条第1号中「令和3年の同期間の売上高」を「令和3年の開業日の翌日が属する月以降の月平均の売上高に対象期間の月数を乗じた額」に、同条第4号中「令和3年1月から12月までの売上高（事業収入）が120万円以上であること。」を「令和3年の開業日の翌日が属する月以降の売上高（事業収入）が月平均10万円以上であること。」に読み替えるものとする。この場合、前条第2項で規定した証拠書類に加え、開業日及び所在地が確認できる書類として知事が認めるものを提出することとする。

(2) 令和3年1月から令和4年10月、11月又は12月までの間に事業承継又は法人化した事業者は、事業の業態や所在地等が事業承継等前と実質的に同様であると知事が認める場合には、第2条第1号の該当性の判断にあたって、事業承継前に事業を行っていた者又は法人化前の個人事業者が事業を行っていた期間を対象期間及び令和3年の同期間に含めて売上高を比較するものとする。この場合、第6条第2項で規定した証

拠書類に加え、事業承継又は法人化した日、所在地、法人化後の代表者等が確認できる書類として知事が認めるものを提出することとする。

- (3) 令和3年1月から9月までの間に茨城県外から茨城県内へ移転開業又は本店若しくは主たる事務所を移転登記した事業者は、第2条第1号中「令和3年の同期間の売上高」を「令和3年の移転開業又は移転登記した月の翌月以降の月平均の売上高に対象期間の月数を乗じた額」に、同条第4号中「令和3年1月から12月までの売上高（事業収入）が120万円以上であること。」を「令和3年移転開業又は移転登記した月の翌月から12月までの売上高（事業収入）が月平均10万円以上であること。」に、同条第5号中「令和3年1月から12月まで」を「令和3年の移転開業又は移転登記した月の翌月から12月まで」に読み替えるものとする。この場合、前条第2項で規定した証拠書類に加え、移転開業又は本店若しくは主たる事務所を移転登記した日、所在地が確認できる書類として知事が認めるものを提出することとする。
- (4) 令和3年の確定申告の義務がない場合その他知事が認める事由により法人確定申告書が提出できない法人は、第2条第1号中「法人事業概況説明書における「売上（収入）高」欄に記載されるもの」を「法人の事業による収入を確認できる書類として知事が認めるものに記載される法人の事業による収入」に読み替えるものとする。この場合、前条第2項第1号ア及びイの証拠書類については、法人の事業による収入が確認できる書類として知事が認めるものにより代替することができる。
- (5) 令和3年の確定申告の義務がない場合その他知事が認める事由により個人確定申告書が提出できない個人事業者は、第2条第1号中「所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書（以下「個人確定申告書」という。）の第一表における「収入金額等」の事業欄に記載されるもの」を「市町村民税・道府県民税申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第5号の4様式）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるもの」に、「雑所得又は給与所得で確定申告した」を「雑所得又は給与所得で住民税の申告をした」に、前条第2項第2号キ中「確定申告した」を「住民税の申告をした」に読み替えるものとする。この場合、前条第2項第2号アの証拠書類については、令和3年中の所得分の住民税の申告書類の控えにより代替することができる。

なお、住民税申告書類に収受印がない場合は、令和3年中の所得分の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すれば足りる。

#### （宣誓・同意事項）

第8条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、応援金を支給しない。

- (1) 前条までに規定する支給対象者であること。
- (2) 第3条に規定する不支給要件に該当しないこと。

- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類及び通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
- (5) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (6) 応援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報などが第三者から取得される場合があること。
- (7) 後日、対象期間をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え、個人確定申告書第一表の控え（青色申告書の場合は、所得税青色申告決算書の控えも含む）等を求めた場合には速やかに提出すること。
- (8) 虚偽や不正な手段により応援金を受給した場合には、応援金の返還を行うこと。
- (9) 知事が、不正受給により応援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
- (10) 不正受給と判断された場合、申請者名及び屋号等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。
- (11) 取引状況の確認のため、提出された書類に基づき、申請者の取引先に問合せすることがあること。
- (12) 本応援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
- (13) 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること。

#### （応援金の支給決定等）

第9条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは応援金の支給を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、応援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し茨城県事業継続臨時応援金不支給決定通知（様式第4号）により、その旨を通知するものとする。

#### （応援金支給の方法）

第10条 知事は、応援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振込払の方法により支給する。

#### （申請のみなし取り下げ）

第11条 知事は、関係書類の不備等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30

日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該応援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第 12 条 知事は、応援金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

2 知事は、応援金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(支給決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、応援金の支給を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない応援金の支給を受け、又は受けようとする場合は、支給決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めたときは、同項に該当すると認めた日又は応援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に応援金を支給しないものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(応援金の返還等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した応援金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく応援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく応援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。

4 第 1 項の規定に基づく応援金の返還及び第 2 項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。